

【ケース別】 返金＆返品の仕訳事例集



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年12月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

売上代金の返金・返品時の処理

商品の欠陥等により返品・返金が発生した場合、新収益認識基準の適用有無により「原則的な処理（上場企業等）」と「容認される処理（中小企業等）」に分かれます。

仕訳事例

（例）販売済みの商品（売価10万円、原価3万円）が返品され、代金を返金した。

1. 原則的な処理：販売時に計上した「返金負債」と「返品資産」を取り崩します。

借方	金額	貸方	金額
返金負債	100,000	当座預金	100,000
商品	30,000	返品資産	30,000

2. 容認される処理：計上していた「売上」と「売上原価」を取り消します。

借方	金額	貸方	金額
売上	100,000	当座預金	100,000
商品	30,000	売上原価	30,000

返金分の区分・クレジットカード決済のキャンセル

返金分を区分して管理する場合

売上の取り消しではなく「売上戻り」科目を使用することで、返金額を把握しやすくなります（決算時に売上と相殺）。

借方	金額	貸方	金額
売上戻り	100,000	当座預金	100,000

クレジットカード決済のキャンセル

（例）カード会社から入金済みの売上5万円を、現金で返金した。

1. 原則的な処理：販売時に計上していた返金負債を取り消します。

借方	金額	貸方	金額
返金負債	50,000	現金	50,000

2. 容認される処理：販売時に計上していた売上を取り消します。

借方	金額	貸方	金額
売上	50,000	現金	50,000

売上代金の返金をしないケース（相殺・少額過入金）

次回の販売分と相殺する場合

返品分の返金は行わず、次回の代金に充当（相殺）する場合、貸方は「前受金」として処理します。

仕訳事例（容認される処理）

（例）返品分5万円を返金せず、次回分と相殺することで合意した。

借方	金額	貸方	金額
売上	50,000	前受金	50,000

少額の過入金で返金不要の場合

請求額より多く入金され、少額等の理由で返金不要となった場合、「仮受金」を取り消して「雑所得」等を計上します。

仕訳事例

（例）10円の過入金について、返金不要の連絡を受けた。

借方	金額	貸方	金額
仮受金	10	雑所得	10

【仕入代金の返金・返品時の処理】

仕入れた商品に欠陥があり返金を受けた場合、基本的には「仕入」を取り消す処理を行います。

仕訟事例

(例) 仕入れた商品（10万円）を返品し、代金の返金を受けた。

1. 通常の処理：仕入を貸方に計上して取り消します。

借方	金額	貸方	金額
当座預金	100,000	仕入	100,000

2. 返金分を区分する場合：「仕入戻し」科目を使用することで、返品分を区別して管理できます（決算時に「仕入」と相殺）。

借方	金額	貸方	金額
当座預金	100,000	仕入戻し	100,000